五　役職員に法令等に反する行為（高速取引行為に係る業務又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあっては、当該高速取引行為者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれのあるものに限る。次号並びに次条第一項第八号及び第九号において「事故等」という。）があったことを知った場合

六　前号の事故等の詳細が判明した場合

七　訴訟若しくは調停（高速取引行為に係る業務又はこれに付随する業務以外の業務に係るものにあっては、当該高速取引行為者の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。）の当事者となった場合又は当該訴訟若しくは調停が終結した場合

八　外国法人又は外国に住所を有する個人にあっては、法に相当する外国の法令に基づく行政官庁の不利益処分を受けた場合（法第二十九条の四第一項第一号イに該当する場合を除く。）

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条　法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

一　法第六十六条の六十第一号に該当する場合　次に掲げる事項

イ　業務を開始し、休止し、又は再開した営業所又は事務所の名称

ロ　開始の年月日、休止の期間及び理由又は再開の年月日及び理由

二　法第六十六条の六十第二号に該当する場合　次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ　他の法人と合併した場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　合併の相手方の商号又は名称

(2)　合併の年月日及び理由

(3)　合併の方法

ロ　分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継した場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　分割の相手方の商号又は名称

(2)　分割の年月日及び理由

(3)　承継した事業の内容

ハ　他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けた場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　譲受けの相手方の商号又は名称

(2)　譲り受けた年月日及び理由

(3)　譲り受けた事業の内容

三　法第六十六条の六十第三号に該当する場合　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行った年月日及び理由

四　前条第一号に該当する場合　次のイからトまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

イ　高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1)　法に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項若しくは第六十三条の三第一項の規定による届出と同種類の届出の内容